

分析レポート

国内経済金融

電力システム改革の概要と再生可能エネルギー事業への影響

寺林 暁良

はじめに

東日本大震災や福島第一原発事故を契機に電力需給逼迫や電気料金値上げなどの問題が顕在化するなか、今年4月に「電力システムに関する改革方針」が閣議決定された。また、これに則った電力システム改革（以下、本改革）は、安倍政権による経済政策の「第3の矢」として6月に公表された「日本再興戦略」にも盛り込まれた。

その嚆矢となる電気事業法改正案は、今期の通常国会の閉会に伴い一旦は廃案となったものの、今秋開催予定の臨時国会で再審議されることとなっている。

本改革は、多様な電源の導入を進め、発電・売電の競争環境を整えることによって、電力安定供給の確保、電気料金の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を図ることが目的である。また、「日本再興戦略」によると、関連産業活性化等によって新たに16兆円規模の市場創造が期待できるという。

改革の内容と工程

本改革は、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、送配電部門の中立性の一層の確保、という3段階からなる（図表）。

広域系統運用の拡大

第1段階は、広域系統運用の拡大である。これまでは原則的に9電力会社がそれぞれの区域で電力需給を管理していたが、この区域を越えて電源の有効活用が図られることとなる。

具体的には、調整機関として「広域系統運用機関」が設立されるとともに、地域間連携線や周波数変換装置の増強などによって送電網の強化が行われる。

これが具体的に盛り込まれた電気事業法改正案は、今秋開催予定の臨時国会での成立が目指されており、2015年が事業開始の目途となっている。

発電・小売の完全自由化

発電・小売については、1995年以降段階的に自由化が行われてきたが、本改革の第2段階では両者の全面的な自由化が行われる。

これにより、小売電気事業者の参入が自由化され、需要家も自由に購入する電力を選択できるようになる。また、発電事業者の自由参入を促進するため、発電の卸規制が撤廃される。将来的には、市場活性化を図るために電力先物取引についても検討される可能性もある。

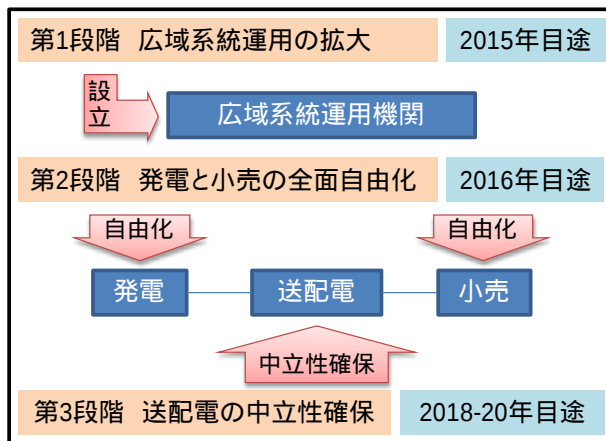
これは、次期通常国会に関連法案が提出され、2016年を目途に実施される予定である。

送配電部門の中立性確保

第3段階では、新規参入の発電事業者や小売電気事業者でも公平・中立に送配電設備を利用できるようにするため、送配電部門の別会社化（法的分離）が行われる（ただし、持株方式の子会社となることは許容される）。

この送配電部門については、公平性・中立性・独立性を高めるために、むしろ多くの規制がかけられることとなる。

図表 電力システム改革の内容と工程



資料：「電力システムに関する改革方針」（2013年4月2日閣議決定）より作成

これは、2015年の通常国会での法案提出が目指されており、2018～20年が実施の目途とされている。

メリット・デメリットに関する議論

本改革で行われる発電・小売自由化や発送電分離については、多くのメリットが期待できる一方、デメリットについても指摘されており、実施には賛否両論が飛び交っているのが現実である。すでに電力自由化等が先行する欧州などの国や地域でも、議論が繰り返されている。

慎重派の意見としては、むしろ電力供給が不安定化する、電気料金が燃料価格等に左右されやすくなり、変動幅が大きくなる、需要者（消費者）にとって電力購入の仕組みが複雑化し、不便になる、現在の原発事故賠償・補償体制に影響がある、などが挙げられる。なお、メリット・デメリットについては、山田（2012）や野口（2013）に要点を得たまとめがあるため、参照願いたい。

ちなみに、本改革は原子力政策に対してはニュートラルであり、「日本再興戦略」にも「安全性が確認された原子力発電の

活用」が並行して掲げられていることも書き添えておく。

再生可能エネルギーには追い風

本稿で本改革への評価を論じるのは難しいが、小規模分散型が基本の再生可能エネルギー（以下、再エネ）にとっては、大きな追い風になることが期待できる。

まず、再エネ普及にとっては、地域間連携線の送電容量が脆弱で、電力会社の出力変動への対応能力が限界に近付いていることが現在大きな問題となっている。これに対し、広域系統運用の拡大によって送電線網が強化されれば、再エネ導入の可能性は大きく広がる。

また、電力の小売自由化が行われれば、消費者が「グリーン電力」として再エネで発電された電力を選択して購入する動きが広がることも期待できる。地域の再エネ事業で起こした電力を、地域で自給的に利用することも可能になる。

さらに、送配電部門の独立会社ができることによって、再エネ発電事業者の発電した電力は、大手発電事業者の電力と全く対等に扱われることになり、再エネ発電事業者だけが接続拒否を受けるという事態はなくなるだろう。

ただし、現行の再エネ普及策である固定価格買取制度は、本改革の目的の一つである「電気料金の抑制」とは相いれない部分もある。電力システム改革の進展に伴い、固定価格買取制度の見直しに関する議論が高まる可能性があることには注意が必要だ。

文献

- ・ 山田光（2012）『発送電分離は切り札か—電力システムの構造改革』日本評論社。
- ・ 野口貴弘（2013）『電力システム改革をめぐる経緯と議論』『レファレンス』748：27-51。